

平成19年第4回嬉野市議会定例会会議録

招 集 年 月 日	平成19年12月7日					
招 集 場 所	嬉野市議会議場					
開 閉 会 日 時 及 び 宣 告	開会	平成19年12月7日 午前10時03分			議 長 山 口 要	
	散会	平成19年12月7日 午前11時49分			議 長 山 口 要	
応（不応）招 議員及び出席 並びに欠席議員	議席 番号	氏 名	出欠	議席 番号	氏 名	出欠
	1番	小 田 寛 之	欠	12番	太 田 重 喜	出
	2番	大 島 恒 典	出	13番	山 口 榮 一	出
	3番	梶 原 睦 也	出	14番	野 副 道 夫	出
	4番	秋 月 留 美 子	出	15番		
	5番	園 田 浩 之	出	16番	副 島 敏 之	出
	6番	副 島 孝 裕	出	17番	田 口 好 秋	出
	7番	田 中 政 司	出	18番	西 村 信 夫	出
	8番	川 原 等	出	19番	平 野 昭 義	出
	9番	織 田 菊 男	出	20番	山 田 伊 佐 男	出
	10番	芦 塚 典 子	出	21番	山 口 栄 秋	出
	11番	神 近 勝 彦	出	22番	山 口 要	出

地方自治法 第121条の規定 により説明の ため議会に出席 した者の職氏名	市長	谷口 太郎	市民税務課長(本庁)	
	副市長	古賀 一也	保健環境課長(本庁)	
	教育長	杉崎 士郎	福祉課長(本庁)	大森 紹正
	会計管理者	山口 克美	こども課長(本庁)	井上 嘉徳
	嬉野総合支所長	森 育男	農林課長(本庁)	宮崎 和則
	総務部長・企画部長兼務	中島 庸二	農業委員会事務局長	
	市民生活部長	中山 逸男	建設課長(本庁)	
	福祉部長	田代 勇	社会教育課長	
	産業振興部長	岸川 久一	総務課長(支所)	
	まち整備部長	江口 幸一郎	市民税務課長(支所)	
	教育次長	桑原 秋則	保健環境課長(支所)	
	総務課長(本庁)	片山 義郎	農林課長(支所)	
	財政課長	田中 明	商工観光課長(支所)	
	企画課長	三根 清和	建設課長(支所)	
地域振興課長(本庁)		水道課長	角 勝義	
本会議に職務 のため出席した 者の職氏名	議会事務局長	宮田 富夫		

## 平成19年第4回嬉野市議会定例会議事日程

平成19年12月7日（金）

本会議第1日目

午前10時 開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 報告第4号 専決処分の報告について
- 日程第4 議案第84号 嬉野市長及び副市長の給与の特例に関する条例について
- 日程第5 議案第85号 嬉野市市税の全期前納報奨金制度の廃止に伴う関係条例の整理に関する条例について
- 日程第6 議案第86号 嬉野市茶業研修施設条例について
- 日程第7 議案第87号 嬉野市行政嘱託員設置条例の一部を改正する条例について
- 日程第8 議案第88号 嬉野市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第9 議案第89号 嬉野市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第10 議案第90号 嬉野市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第11 議案第91号 嬉野市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第12 議案第92号 平成19年度嬉野市一般会計補正予算（第3号）
- 日程第13 議案第93号 平成19年度嬉野市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第14 議案第94号 平成19年度嬉野市農業集落排水特別会計補正予算（第2号）
- 日程第15 議案第95号 平成19年度嬉野都市計画下水道事業嬉野市公共下水道事業費特別会計補正予算（第1号）
- 日程第16 議案第96号 平成19年度嬉野市嬉野都市計画事業嬉野第七土地区画整理事業費特別会計補正予算（第2号）
- 日程第17 議案第97号 平成19年度嬉野市嬉野都市計画事業嬉野第八土地区画整理事業費特別会計補正予算（第2号）
- 日程第18 議案第98号 平成19年度嬉野市水道事業会計補正予算（第2号）
- 日程第19 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第20 発議第14号 「安全・安心のまち」を宣言する決議について
- 日程第21 発議第15号 銃器等犯罪の根絶に関する意見書について
- 日程第22 陳情の委員会付託

日程第23	委員長報告	総務企画常任委員会	リーディング事業に伴うまちづくり計画について
		文教厚生常任委員会	環境問題について
		産業建設常任委員会	観光活性化について
		議会運営委員会	議会運営に関する調査について

---

**午前10時3分 開会**

**○議長（山口 要君）**

皆さんおはようございます。本日は平成19年12月定例会を開催いたしましたところ、御参集いただきまして、大変御苦労さまでございます。

本日は、1番小田寛之議員が欠席であります。

定足数に達しておりますので、ただいまから平成19年第4回嬉野市議会定例会を開会いたします。

今回の議会運営につきましては、12月5日に議会運営委員会を開催していただきましたので、その結果について報告を求めます。山口榮一議会運営委員長。

**○議会運営委員長（山口榮一君）**

皆さんおはようございます。12月5日の議会運営委員会において承認されました本定例会の会期日程（案）について御報告をいたします。

平成19年第4回嬉野市議会定例会日程（案）につきましては、お手元に配付しておりますので、ごらんいただきたいと思います。

それでは、会期日程を申し上げます。

会期は本日12月7日から12月19日までの13日間ということで、12月7日、開会、会議録署名議員の指名、会期の決定、諸般の報告、議案一括上程、提案理由の説明、議員発議、陳情の委員会付託、委員長報告、以上となっております。

12月10日及び11日、常任委員会。

12月12日から14日、一般質問でございます。今回の一般質問は3日間で、通告者が16名となっておりますので、5人、5人、6人ということで予定をしております。

12月17日及び18日、議案質疑。

12月19日、討論、採決、閉会となっております。

以上、報告をいたします。

**○議長（山口 要君）**

議会運営につきましては、ただいま委員長から報告のあったとおりであります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで議会運営についての報告を終わります。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程につきましては、お手元に配付のとおりであります。

日程第1．会議録署名議員の指名を行います。

嬉野市議会会議規則第78条の規定によりまして、会議録署名議員に7番田中政司議員、8番川原等議員、9番織田菊男議員を今会期中指名をいたします。

日程第2．嬉野市議会会議規則第4条の規定により、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日から12月19日までの13日間にしたいと思えます。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。会期は、本日から12月19日までの13日間に決定をいたしました。

なお、会期中の会議予定につきましては、お手元に配付しております会期日程のとおりでありますので、御了承をお願いいたします。

日程第3．諸般の報告を行います。

報告第4号 専決処分の報告について。損害賠償額の決定についてが提出をされましたので、お手元に配付をしております。

報告第4号について説明を求めます。総務部長。

**○総務部長（中島庸二君）**

皆さんおはようございます。

それでは、報告第4号について御説明申し上げます。専決処分の報告についてでございます。

地方自治法第180条第1項及び議会の委任による市長の専決処分に関する条例第2条の規定により、別紙のとおり専決処分をしたので、地方自治法第180条第2項の規定により報告するものでございます。

裏のページをお願いいたします。

内容等につきましては、J A嬉野支所前の市道のマンホールで路面との段差により傷害事故が発生したものでございます。

事故発生年月日は平成19年6月16日で、場所は、先ほど申し上げました。損害賠償の額が34,563円。損害賠償の相手方は●●●●●さんでございます。

以上、御報告申し上げます。

**○議長（山口 要君）**

これで諸般の報告を終わります。

日程第4．議案第84号 嬉野市長及び副市長の給与の特例に関する条例についてから日程

第19. 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦についてまでを一括して議題といたします。

朗読を省略いたしまして、提案理由の説明を求めます。市長。

○市長（谷口太一郎君）

皆様おはようございます。ただいま平成19年12月議会が開会をなされたところでございます。会期中、真摯に努力をいたしたいと思っておりますので、よろしくお願ひ申し上げたいと思っております。

それでは、提案理由について説明を申し上げたいと思っております。

本日、平成19年第4回嬉野市議会定例会の開会に当たり、市民の皆様と議員の皆様の日ごろの御活動、御活躍に敬意をあらわしますとともに、本市行政に対します御尽力と御支援、御協力に厚く御礼を申し上げます。

平成18年1月1日に嬉野市が誕生し、合併協議会で確認されましたまちづくり計画の方針に基づき市政を進めるため、多くの施策を展開してまいりました。嬉野市といたしましては、安全・安心のまちづくりを推進しておりますが、とりわけ市民の皆様から強い要望が数多く寄せられました通学路の防犯灯の設置につきまして、本年度、防犯灯整備事業を実施いたしましたところでございます。議員の皆様や行政嘱託員の皆様、また、地権者の方々の御協力によりまして、市内全域に276カ所の防犯灯設置工事が完了をいたしましたところでございます。12月10日には点灯式を実施いたします。

次に、重要課題でございます行財政改革につきましては、御承知のとおり、本年3月に平成18年度から平成22年度までの具体的な行財政改革の取り組みを明示した嬉野市集中改革プランを策定いたしました。改革プラン初年度の平成18年度は、集中改革の計画効果額を173,660千円と見込んでおりましたが、議員の皆様や市民の皆様の御理解、御協力をいただきまして、改革プランの計画効果額を上回って達成することができました。実績額は239,860千円、達成率は138%となりました。ただ、初年度の実績でございますが、今後なお財政状況は厳しくなることが予想されることから、毎年、改革プランの見直しを行い、着実な実行と進行管理に努めてまいりたいと考えております。

九州新幹線西九州ルート整備につきましては、与党の検討委員会が着工条件の見直しについて年内に本格的な検討を始めると言われております。これは地元の新幹線早期着工への熱意が評価されたものと意を強くして、さらに早期着工に向けて皆様とともに訴えていきたいと考えております。

さて、今定例会に提出いたしました議案につきまして、その概要を御説明申し上げます。

提出議案につきましては、条例の制定が3件、条例の一部改正が5件、平成19年度補正予算議案が7件、人権擁護委員の候補者の推薦についてのものが1件、計16件について御審議をお願いするものでございます。

議案第84号から議案第86号までの3議案は、条例の制定でございます。

議案第84号 嬉野市長及び副市長の給与の特例に関する条例は、本年10月に固定資産税の非課税部分への課税が納税者の方の申し出により判明いたしました。このため行政を預かる者のけじめとして、私と副市長の給与を来年1月から3月まで一部減額する条例でございます。関係者の皆様に多大な御迷惑をおかけいたしましたことと、税務行政の信頼を損なったことに対しまして、まことに申しわけなく、心から深くおわび申し上げます。今後このようなことがないよう、職員に対する指導を強化するとともに、管理体制、チェック機能を強化し、公平適正な税務行政を徹底して行い、再発防止に努めてまいります。

また、嬉野市固定資産税返還金取扱要綱に基づき、返還を行う補正予算も提案いたしておりますので、よろしく御審議をお願い申し上げます。

議案第85号 嬉野市市税の全期前納報奨金制度の廃止に伴う関係条例の整理に関する条例につきましては、現在、実施しております市税の前納報奨金制度の廃止を行うものでございます。

議案第86号 嬉野市茶業研修施設条例は、嬉野市のリーディング事業の一つであった茶業研修施設の設置に関して、地方自治法の規定に基づき、条例を制定するものでございます。

議案第87号から議案第91号までの5議案は、条例の一部改正でございます。

議案第87号 嬉野市行政嘱託員設置条例の一部を改正する条例は、行政嘱託員の任期を改めるために改正するものでございます。

議案第88号及び議案第89号の2議案、嬉野市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例、嬉野市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例は、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律の制定に伴い、所要の改正を行うものでございます。

次に、議案第90号及び議案第91号の2議案、嬉野市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例、嬉野市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例は、国家公務員の給与改定等に準じて嬉野市職員及び一般職の任期付職員の給与を改定するため、所要の改正を行うものでございます。

議案第92号から議案第98号までは、平成19年度嬉野市一般会計を初めとした各特別会計及び水道事業会計の補正予算に関するものでございます。

議案第92号 嬉野市一般会計補正予算（第3号）について御説明申し上げます。

9月議会後、事務事業の進捗によるものや職員人件費の決算見込みでの補正などが主なものでございます。

歳出では、2款の総務費で平成18年度決算剰余金の処分で財政調整基金積立金に210,000千円、賦課徴収費で過誤納金還付金を20,000千円計上いたしております。そのうち16,439千円は固定資産税の非課税部分への課税によるものでございます。

次に、5款の農林水産業費では、県単ため池災害防止事業に5,100千円、農道維持管理修

繕工事に1,900千円などを計上いたしております。

6款. 商工費では、嬉野町商工会館改修工事の補助金を3,500千円。

9款. 教育費では、中学校費で来年度に塩田中学校の耐震補強工事を予定しておりますので、その設計委託料として6,000千円を計上いたしました。

11款. 公債費では、制度改正により政府資金等の公的資金の繰り上げ償還等に要する費用を143,496千円計上いたしました。

一方、歳入では、地方交付税を374,052千円、繰越金を263,443千円計上し、今回は歳入歳出それぞれ361,674千円を増額し、補正後の予算総額を歳入歳出それぞれ11,587,113千円とするもので、当初予算比727,113千円、率で6.7%の増となるものでございます。

次に、議案第93号 平成19年度国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について御説明申し上げます。

今回は平成18年度の医療費の精算による補正が主なもので、歳入歳出それぞれ49,923千円を増額し、補正後の予算総額を歳入歳出それぞれ4,102,636千円とするもので、当初予算比は52,413千円、率で1.3%の増でございます。

次に、議案第94号 平成19年度嬉野市農業集落排水特別会計補正予算（第2号）について御説明申し上げます。

今回の補正は、処理場予定地の変更に伴う事業費の組み替えが主なものでございます。歳入歳出それぞれ3,657千円を増額し、補正後の予算総額を歳入歳出それぞれ879,029千円とするもので、当初予算比は28,675千円、率で3.4%の増でございます。

次に、議案第95号 平成19年度嬉野都市計画下水道事業嬉野市公共下水道事業費特別会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

今回の補正は、歳出では、決算見込みにより職員人件費の減額や汚泥処理費の増加による浄化センター管理運営費の増額などが主なもので、歳入では、消費税、地方消費税、還付金を4,330千円、前年度繰越金6,782千円などの増額補正に伴い、一般会計繰入金を14,596千円減額し、歳入歳出それぞれ3,484千円減額し、補正後の予算総額を歳入歳出それぞれ568,686千円とするもので、当初予算比は率で0.6%の減となっております。

次に、議案第96号 平成19年度嬉野市嬉野都市計画事業嬉野第七土地区画整理事業費特別会計補正予算（第2号）について御説明申し上げます。

今回の補正は、前年度繰越金を予算化することに伴い、一般会計繰入金を減額するものが主なもので、歳入歳出予算総額の増減はございません。

次に、議案第97号 平成19年度嬉野市嬉野都市計画事業嬉野第八土地区画整理事業費特別会計補正予算（第2号）について御説明申し上げます。

今回の補正は、前号議案同様、前年度繰越金を予算化することに伴い、一般会計繰入金を減額するものが主なもので、歳入歳出予算総額の増減はございません。

次に、議案第98号 平成19年度嬉野市水道事業会計補正予算（第2号）について御説明申し上げます。

収益的収入では、水道事業収益でペットボトル水の販売に係る収益を490千円増額し、補正後の予算総額を785,060千円とし、収益的支出では、人件費及びペットボトル水広告宣伝費並びに鉛管取りかえ工事に要する費用など営業費用を6,747千円増額し、補正後の予算総額を808,980千円とするものでございます。

資本的支出では、企業債の繰り上げ償還に伴う上水道企業債償還金を540,794千円増額し、補正後の予算総額を778,702千円とするものでございます。

諮問第1号につきましては、人権擁護委員の候補者の推薦について議会の意見を求めるものでございます。

中山肇氏が平成19年12月31日をもちまして3年の任期が満了となります。引き続き同氏を推薦いたしたいと思っております。氏は、嬉野市塩田町大字谷所●●●番地●●●に居住され、昭和●●●年●●●月●●●日生まれの67歳でございます。人権擁護委員としては、平成17年1月から相談活動をしていただいておりますが、実績は十分であり、社会奉仕の精神に基づき、さまざまな悩みを持つ方の相談相手として、地域福祉のために御尽力をいただいております。このような理由で中山氏は人権擁護委員として適任者であると考えております。再度推薦いたしたいと存じますので、よろしく御審議の上、御賛同賜りますようお願い申し上げます。

以上、本議会に提案いたしました議案等16件につきまして概要説明を終わりますが、各議案の詳細な内容につきましては、担当部長から説明させますので、何とぞ慎重な御審議をお願い申し上げます。

なお、今会期中に人事案件を追加提案の予定でございます。よろしくお願い申し上げます。

加えて、今議会一般質問には、16名の議員の皆様から御質問いただいております。できる限りお答え申し上げたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。

#### ○議長（山口 要君）

これで提案理由の説明を終わります。

次に、提出された議案の細部説明を求めます。

議案第84号についての説明を求めます。総務部長。

#### ○総務部長（中島庸二君）

それでは、議案第84号について御説明申し上げます。

嬉野市長及び副市長の給与の特例に関する条例につきまして、別紙のように制定をいたします。理由といたしましては、市長及び副市長の給与の特例を定めるため、条例を制定する必要があるということでございますけれども、先ほど市長が提案理由の中で申し上げましたとおりの内容で今回条例をお願いするものでございます。

裏面をお願いいたします。

この条例第2条にございますように、市長及び副市長の給料月額を平成20年1月1日から3月31日までの3カ月において、100分の5を乗じて得た額を減じた額ということでございます。この内容は、市長の給与が今768千円、副市長が635千円でございますけれども、これの5%カットの3カ月といたしますと、合わせまして210,450円となります。このことにつきまして、附則で、この条例は、平成20年1月1日から施行するということをお願いいたします。

以上です。

**○議長（山口 要君）**

次に、議案第85号についての説明を求めます。市民生活部長。

**○市民生活部長（中山逸男君）**

それでは、議案第85号 嬉野市市税の全期前納報奨金制度の廃止に伴う関係条例の整理に関する条例について御説明を申し上げます。

嬉野市市税の全期前納報奨金制度の廃止に伴う関係条例の整理に関する条例を別紙のように制定するものでございます。理由といたしましては、市税の全期前納報奨金制度を廃止するため、条例を制定する必要があるものでございます。

裏面をお願いいたします。

嬉野市税条例、嬉野市税徴収等の特例に関する条例の一部改正について、納期前の納付に係る報奨金に関する項目を削るものでございます。

附則といたしましては、この条例は、平成20年4月1日から施行するものでございます。

以上でございます。

**○議長（山口 要君）**

次に、議案第86号について説明を求めます。産業振興部長。

**○産業振興部長（岸川久一君）**

そしたら、議案第86号 嬉野市茶業研修施設条例について御説明を申し上げます。

嬉野市茶業研修施設条例を別紙のように制定する。理由といたしましては、地方自治法第244条の2の規定により、条例を制定する必要があったものでございます。

裏面をお願いいたします。

設置、第1条でございますけれども、うれしの茶の普及振興を図るため、嬉野市茶業研修施設を設置するものでございます。

第2条で位置を規定いたしております。

第3条で事業でございますけれども、栽培技術や加工技術の研修のための施設の提供に関すること。2つ目が、茶業経営の研修のための施設の提供に関すること。3つ目が、その他前2号に掲げるもののほか、第1条に定める設置目的の達成に必要な業務ということでござ

います。

第4条で使用時間及び休業日を設けております。使用時間が午前9時から午後10時まで。それから、休業日でございますけれども、年末年始の12月29日から1月3日までということでございます。

次のページの真ん中のほうですけれども、使用料を第9条で別紙により定めております。次のページの4ページを、一番下でございますけれども、別表です。四角の中ですけれども、生葉の加工研修料、これは250円でございます。荒茶の仕上げの加工研修料が150円、それから、研修室で冷暖房を使用した場合は1時間200円ということで規定をいたしております。

附則といたしまして、この条例は、平成20年4月1日から施行するものでございます。

以上でございます。

#### ○議長（山口 要君）

次に、議案第87号から議案第91号までについての説明を求めます。総務部長。

#### ○総務部長（中島庸二君）

議案第87号について御説明申し上げます。

嬉野市行政嘱託員設置条例の一部を改正する条例についてということでございます。

この理由といたしまして、嬉野市行政嘱託員の任期を改めるため、条例の一部を改正する必要があるものでございます。

この主な理由といたしましては、合併時に旧両町の2年の任期を定めておりましたけれども、2年の任期の終期が異なっておりましたので、統一をするためでございます。

次のページをお願いします。

第4条1項中「2年」を「1年」に改めるということで、附則として、この条例は、平成20年4月1日から施行するものでございます。

続きまして、議案第88号をお願いいたします。

嬉野市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

理由といたしまして、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律の制定に伴い、条例を改正する必要があるということでございます。

この地方公務員の育児休業等に関する法律の一部の変更と申しますのは、育児短時間勤務制度が創設されたことにより、育児短時間勤務職員等の勤務条件を新たに制定する必要があったものでございます。その分の追加条項を各条に追加をさせていただいております。

この地方公務員の育児休業等につきましては、育児短時間勤務職員が今回、形態勤務として1日4時間、5時間、週3日、週2.5日という形で定めてあるものがございます。それと、期間の延長を育児短時間勤務職員の期間としては、今回定めてあるのは小学校に上がるまで、この制度を利用できるということで、少子化対策の一環ということで御理解いただければと思います。

1 ページをお願いいたします。

第2条から第4条につきましては、この育児短時間勤務の関係する条項を随時追加してあるものでございます。特に1週間の勤務時間、それから、第3条が週休日及び勤務時間の割振り等関係の形で育児短時間勤務職員等の勤務時間について関係するものでございます。

第4条につきましては、特別の形態によって勤務する必要がある職員の週休日及び勤務時間の割振りについて定めたものでございますけれども、週休日及び勤務時間の割りについて、特別に育児短時間勤務職員等にあつての内容では、4週間ごとの期間につき8日の週休日を設けることができるということで、この条項について随時規定してあるものでございます。

第8条につきましては、2ページの中ほどですけれども、正規の勤務時間以外の時間における勤務もできるということで、ここにこのような条項で定めてあります。

それと、最後の3ページでございますけれども、年次有給休暇の取得についても第13条第1項の中に、育児短時間勤務職員等の再任用短時間勤務職員について定めてあるものでございます。

要するに、基本的には育児短時間勤務職員がいろいろな形で子育てのために応援できる制度ということで、このいろいろの改良をされております。

附則といたしまして、この条例は、平成20年1月1日から施行するものでございます。

続きまして、議案第89号でございます。嬉野市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について。これも前議案と同じ理由でございます。

これにつきましては、育児短時間勤務職員等に関するもので、どのようなときに休暇をとれるか、また、対象者としてどのような規定があるかということを決めたものでございます。

1 ページをお願いいたします。

第1条は、趣旨でございますけれども、この中に「条項に基づく」という内容をこのように入れてあります。第1条から第7条までは育児の休業をとる分の内容でございます。ただ、第8条につきましては、育児休業した職員の職務復帰後における号給の調整ということで、新旧対照表の3ページをお開きください。

第8条、中段よりか下のほうですけれども、第8条につきましては、今までは育児休業をされた職員が勤務に復帰される場合は、昇給の取り扱いについては、育児休業された分の期間の2分の1ということで昇給を見合わせておりましたけれども、今回、育児休業につきましては、100分の100ということで昇給のときに、その号給を調整するというので、つまり、半年以上昇給がおくれるという形になるわけですけれども、1年休まれる場合は。この場合は1年休まれても、昇給についてはその調整はしないということができるという内容でございます。

第9条につきましては、2ページに戻っていただきたいと思います。第9条から16条につ

いては、追加の条項でございます。育児短時間勤務をすることができない職員の定めとか、10条については、育児短時間勤務の終了の日の翌日から起算して1年を経過しない場合に育児短時間勤務をすることができる特別の事情というように、この育児勤務時間の形態について、新しい条項をつけ加えてあります。

施行日でございます。附則につきまして、御説明申し上げます。6ページをお願いします。

施行期日につきましては、平成20年1月1日から施行するというので、育児休業した職員の職務復帰後における号給の調整に関する経過措置ということで、先ほど申し上げました新旧対照表の内容のことを書いてあります。

ただし、第2条の2項でございますように、7ページですね、平成19年の8月1日前の期間については2分の1ということで、現在、育児休業をされている職員がおる場合は、8月1日前までは2分の1の算定、それ以降は100分の100ということで、ちょうど8月1日が半年であれば、2分の1を加算し、その後の半年は100分の100ということで勤務をしたという状態に取り扱うということでございます。

続きまして、議案第90号でございます。嬉野市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例につきまして、理由といたしまして、国家公務員の給与改定等に準じ、嬉野市職員の給与を改正する必要があるということでございます。

今回の主な改正点を申し上げます。

裏面の1ページですね。中ほどの第10条の2の4項でございますけれども、中ほどに職員に扶養親族でない配偶者がある場合については、今までは6千円でございます。ただ、今後につきましては、この改定はすべて扶養人につきましては6,500円に改めるものでございます。配偶者があった場合と配偶者がなかった場合の取り扱いについて6,500円と6,000円があったわけですが、すべて対象の扶養者としては第1子が6,000円でございますけど、すべて6,500円に改定されるということでございます。

それと、第18条第2項中、下から、別紙のとおり3行上でございますけれども、第18条第2項の「短時間勤務職員」を「再任用短時間勤務職員」に改めるということでございます。

第25条第5項中の「係長の職」を「主任の職」に改めるということが改正でございます。

施行期日につきましては、附則として、この条例は、公布の日から施行し、平成19年4月1日から適用するということでございます。

それと、第2条の平成19年度12月における第18条第2項第1号に基づく支給については、100分の77.5と読みかえるものということでございます。これについては12月の一般に言うボーナスにつきましては、0.5%のアップということになります。ただ、給与の内払いについては、改正後の条例の規定による給与の内払いとみなすということでございます。

ただ、今回のこの給与の分で行政職給料表でございますけれども、最高額が2千円、最低が200円アップで、改正は1級から3級の職員に該当いたします。この3級までの職員とい

いますと、大体30歳前後の職員に該当するということでございます。

続きまして、議案第91号について御説明申し上げます。

嬉野市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

これにつきましては、先ほどの国家公務員の給与改定に準じ、嬉野市一般職の任期付職員の給与を改正する必要があるためのものでございます。

内容等については、裏面の第7条第3項「100分の175」を「100分の180」に改めるということで、これも5%アップということの内容になっております。

この条例は、附則として、公布の日から施行いたします。

以上でございます。

#### ○議長（山口 要君）

次に、議案第92号 嬉野市一般会計補正予算（第3号）についての説明を求めます。総務部長。

#### ○総務部長（中島庸二君）

議案第92号について御説明申し上げます。

平成19年度嬉野市一般会計補正予算（第3号）につきましては、歳入歳出予算の補正で、総額に歳入歳出それぞれ361,674千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ11,587,113千円とするものでございます。これは前年同期比といたしまして246,117千円の増、率で2.2%の増となります。

第2条の継続費の追加については、後ほど説明を申し上げます。今回、継続費の補正をお願いしております。

次の2ページ、3ページにつきまして、まず、10款の地方交付税が今回一番補正額として増額の大きいものとしては、2ページの地方交付税が374,052千円でございます。2番目といたしましては、3ページの19款の繰越金が263,443千円となっております。ただ、減額の大きいものとしては、18款の繰入金の313,064千円、2番目といたしまして、県支出金の県負担金でございますけれども、20,014千円となっております。

続きまして、歳出でございますけど、4ページ、5ページ、6ページ、7ページございませけれども、今回、歳出で一番大きいものは4ページの総務費233,242千円、あと大きいものとして、最後のページの7ページの公債費の143,496千円などがございます。減額の大きいものとしては、7款の土木費、5ページでございますけど、19,310千円、2番目に大きいものとしては、民生費の17,321千円を計上いたしております。

続きまして、8ページをお願いいたします。

第2表の継続費補正でございますけれども、9款の教育費、事業名として重要文化財西岡家住宅修理事業ということで、総額162,931千円、19年度から21年度分に分けてございます。

これにつきましては、3年間の総事業費として確定をいたしましたので、今回、継続費補正を新たにお願ひするものでございます。

続きまして、事項別明細に入らせていただきます。10ページをお願いいたします。

10ページの地方交付税でございます。今回、374,052千円の増額ということでございます。これは当初の地財の4.4%減で見えておりましたけれども、かたく見積もって8%減で見たことと、また、交付税算定の基収の差の分が結構大きくございまして、これだけの増額になっています。ちなみに18年度と比較しますと、普通交付税では141,607千円、前年度より増額になっております。

続きまして、18ページをお願いいたします。

繰入金でございます。1目の財政調整基金繰入金、減額の90,000千円、また、減債基金繰入金の減額の223,064千円でございます。これにつきましては、交付税の増額補正と前年度繰越金の財源化、繰入金の減で調整をさせていただいたものでございますけれども、18年の5月末と比較しますと、ほぼ同額に戻っております。減債基金につきましては21,698千円予定で、これ利息も含めてでございますけど、若干変動いたしますかわかりませんが、当初より21,698千円ということで、この2つの基金については一般財源の重要な財源でございますけれども、基本的にそれなりに当初の昨年の部分にほぼ戻ったということで充当できたということで御理解いただければと思います。

次のページをお願いいたします。

繰越金でございます。1目の繰越金で前年度繰越金を今回予算化するもので263,443千円。これについては9月までに予算化したものを差し引き、なお、財調に入れました210,000千円を引いた残りの分を繰越金として計上するものでございます。ちなみに18年度の決算の繰越金は411,189,949円でございます。

20ページ、次のページをお願いいたします。諸収入の貸付金元利収入でございます。これは地域総合整備資金貸付金の14,292千円が繰り上げ償還によって出てきたものでございます。この対象者としては、●●●●●●の分でございます。

次のページの21ページでございます。

雑入で2007青春・佐賀総体もてなし事業交付金ということで7,200千円、今回交付金として県のほうからいただいております。これにつきましては、総体で使用いたしました歓迎看板、横断幕、湯茶接待、市内宿泊者への記念品とか、鍋野和紙の参加証を作成して交付したものとか、草花装飾とか、ランドリー機の設置等がございます。一番大きいものはランドリー機の設置で4,400千円、これは、当然スポーツをされていますので、各旅館に、要するに洗濯機等、乾燥機まで含めたものだと思いますけれども、そういうものを各宿舎にこれを用意したもので、これだけの費用かかっております。

続きまして、24ページ、歳出について御説明申し上げます。

24ページの上から4番目、財政調整基金費、これについては決算余剰金の、先ほど申し上げました210,000千円を積立金として計上しているものでございます。

20款のコミュニティーセンター費ということで、楠風館の円柱保護工事に2,100千円をお願いするものでございます。

続きまして、次のページをお願いします。

2目の賦課徴収費の過誤納金還付金ということで20,000千円、提案理由の中で市長が申し上げましたように、肥前陶土分が大部分のものでございます。この過誤納金につきましては、肥前陶土分が16,439千円でございます。それと、法人のユニバース。あと予備として残りの額をお願いするものでございます。

35ページをお願いします。

5款の農林水産業費の8目、農業農村整備費の中で工事請負費の中の農道維持管理・修繕工事1,900千円、これにつきましては、鹿島方面に行きますふるさと農道、この分の地盤沈下等がございまして、その水を捌くための工事、また、交通安全等の対策として3カ所ほど舗装、U字溝等を設置するものでございます。その下の県単ため池災害防止事業につきましては、逃査ため池を改修するもので、久間の光武地区にございます。5,100千円をお願いするものでございます。

続きまして、38ページをお願いします。

2目の商工振興費でございます。嬉野地区の商工会館の改修費補助として3,500千円。これについては雨漏り改修、アスベスト除去等を今回20,000千円弱の事業費を予定されておりますけれども、そのアスベスト除去について補助金として交付したいと考えております。その分を計上するものでございます。

なお、入のほうでございましたけど、商工債として95%の充当をして3,300千円の地方債を財源としてするものでございます。

続きまして、44ページをお願いします。

9款の教育費で学校管理費でございます。委託料、耐震診断業務、五町田、久間ということで1,543千円、これにつきましては、平成19年度より耐震の診断の制度変更によりまして、耐震補強が必要とされた場合には補強計画を作成することとなったために、この分の費用が追加になっております。そういうことで、これは吉田中学校の体育館にも該当するものでございます。

その下の15節の工事請負費の中でグラウンド改修工事、五町田ということで2,300千円をお願いするものでございますが、これは1,600平米のグラウンドの分の雑草的な草が生え繁っておりますけれども、これをすべてはぎ取りまして、砂の舗装工事をするものでございます。その下の通級教室間仕切り工事ですかね、轟で2,300千円、これにつきましては、LD、ADHD対応教室として、発達障害の児童への教育環境整備をするために教室の改修を行う

ための費用でございます。

続きまして、次のページをお願いします。

学校管理費は先ほど申し上げました内容と一緒に259千円お願いするものでございます。

それと、学校建設費の塩田中学校耐震補強工事等設計業務につきましては、今回、普通教室の補強が必要となっておりますので、これについての設計業務費並びにそれ以外にも関連工事が結構出てくるということで6,000千円を次年度工事のために設計を行うものでございます。

48ページ、公債費でございます。元金として、長期借入金元金で143,496千円でございます。この主な内訳としては、今回、高利の繰り上げ償還が可能となりまして、平成19年度分の122,314千円が上がっています。この繰り上げ償還による利息の軽減ができるのが20,415千円でございます。ただ、国の事情もございまして、3カ年の継続となっております。3カ年の総額といたしまして、繰り上げ可能額が379,285千円、これに伴う軽減利息として74,622千円でございます。あと残りについては、先ほど申し上げました20ページの地総債のハミルトンさんの分の繰り上げ償還とか、臨時財政債の分が一部ございます。

以上、一般会計につきましては御説明を終わらせていただきます。

#### ○議長（山口 要君）

次に、議案第93号について説明を求めます。市民生活部長。

#### ○市民生活部長（中山逸男君）

それでは、52ページの議案第93号 平成19年度嬉野市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について御説明をいたします。

平成19年度嬉野市の国民健康保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによるものでございます。

第1条で歳入歳出予算の補正でございますけれども、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ49,923千円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,102,636千円とするものでございます。前年同月比で243,326千円、6.3%の増でございます。当初予算と比較をいたしまして52,413千円、1.3%の増となっております。

今回の主な補正でございますけれども、平成18年度の療養給付費の実績によりまして、歳入では、53ページになりますけれども、療養給付費等交付金が99,695千円、歳出になりますけれども、55ページのほうに諸支出金ということで46,772千円をお願いいたしております。

前後いたしますけれども、53ページでは、他会計の繰入金と基金繰入金で63,296千円を減額いたしております。

次の54ページのほうでは、前年度の繰越金が確定しておりますので、11,313千円を補正をお願いいたしております。ほかは事務的な経費の補正をお願いいたしております。

以上が主な補正でございます。

○議長（山口 要君）

次に、議案第94号から議案第97号までについての説明を求めます。まち整備部長。

○まち整備部長（江口幸一郎君）

それでは、69ページをお願いいたしたいと思います。

議案第94号 平成19年度嬉野市農業集落排水特別会計補正予算（第2号）について御説明を申し上げます。

それぞれ歳入歳出とも3,657千円の補正をお願いするもので、主なものとしましては、歳入では繰越金の2,463千円を計上させていただいております。

それから、歳出につきましては、75ページをお願いいたします。主なものとしましては、施設の管理費の委託料、これにつきましては、馬場下地区の汚泥の処理の委託料を実績で減額の補正を2,000千円お願いするものでございます。

3目の五町田・谷所地区農業集落排水事業費ですけど、これにつきましては、先ほど提案理由にもありましたように、用地関係の事業費をそれぞれ公有財産費17,612千円を減額し、その工事請負費を17,783千円増額をお願いするものでございます。それと、委託料の主なものとしたしまして、地質調査の3,531千円をお願いするものでございます。

次に、議案第95号、79ページをお願いいたします。

平成19年度嬉野都市計画下水道事業嬉野市公共下水道事業費特別会計補正予算（第1号）について御説明を申し上げます。

それぞれ歳入歳出とも3,484千円の減額補正をお願いするもので、主なものとしたしまして、歳入では、消費税の還付金4,330千円及び前年度の繰越金6,782千円の増額、それから、それに伴います減額補正といたしまして、一般会計繰入金の減額14,596千円を歳入でお願いするものでございます。歳出につきましては、異動に伴う総務費の人件費の減額5,550千円を計上させていただいております。

次に、88ページをお願いいたします。

議案第96号 平成19年度嬉野市嬉野都市計画事業嬉野第七土地区画整理事業費特別会計補正予算（第2号）について御説明を申し上げます。

第七地区につきましては、歳入の財源の調整補正で前年度繰越金2,050千円、違約金183千円、合計の2,233千円を増額し、一般会計繰入金を同額減額補正をお願いするもので、事業費の変更はございません。

次に、93ページをお願いいたします。

議案第97号 平成19年度嬉野市嬉野都市計画事業嬉野第八土地区画整理事業費特別会計補正予算（第2号）について御説明を申し上げます。

歳入につきましては、第七同様で、前年度繰越金1,881千円を増額し、一般会計繰入金を同額減額をお願いするものでございます。

歳出につきましては、節間の組み替えということで補償、補填及び賠償金と工事請負費の節間の組み替えの補正をお願いするもので、事業費の変更はございません。

以上でございます。

**○議長（山口 要君）**

次に、議案第98号についての説明を求めます。水道課長。

**○水道課長（角 勝義君）**

議案第98号の説明を申し上げます。

平成19年度嬉野市水道事業会計補正予算（第2号）の説明を申し上げます。

まず、収益的収入及び支出でございます。

収入でございます。第1款第1項の営業収益でございます。490千円補正をいたしまして、水道事業収益、合計を785,060千円にするものでございます。この490千円の補正につきましては、ペットボトルの販売益でございます。

続きまして、支出でございます。第1款第1項、営業費用でございます。6,747千円補正いたしまして、水道事業費用合計を808,980千円にするものでございます。この6,747千円の内訳といたしましては、主なものにつきましては、鉛管の更新でございます。鉛管の更新につきましては、当初予算で20,000千円をお願いしておりましたけれども、10月末現在で今182件の13,000千円程度の支出をしております。残として6,700千円程度まだ現在残っておりますけれども、今後の下水道工事の進捗にあわせて工事をしていくということで5,000千円の補正を新たにお願しております。あとの分につきましては、ペットボトルの広告宣伝費用、販売原価並びに給与の制度改正のものでございます。

それから、資本的収入及び支出でございます。

支出でございます。第1款第3項、企業債償還金でございます。540,794千円補正いたしまして、資本的支出合計を778,702千円にするものでございます。これにつきましては企業債償還ですけれども、国の制度改正によるものでございます。今回、平成19年度分につきましては、7%分の企業債の償還をするものでございます。ちなみに嬉野地区につきましては399,373千円でございます。塩田地区につきましては141,421千円でございます。あわせまして540,794千円の企業債の償還をするものでございます。先ほど一般会計のほうでも申されたとおり、制度の改正によりまして、7%ないし5%までの企業債の償還の見込みでございます。正式には12月の中ごろに確定するんじゃないかということで、今回、議会には見込みで計上をしております。

ちなみに合計といたしまして、繰り上げ償還可能な金額といたしましては、嬉野、塩田合わせまして1,049,000千円程度を予定しております。そういうことで、昭和55年から平成3年まで借りた19本の企業債の繰り上げ償還でございます。

以上です。

○議長（山口 要君）

日程第20. 発議第14号 「安全・安心のまち」を宣言する決議についてを議題といたします。

朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。提出者山口榮一議員。

○13番（山口榮一君）

それでは、発議第14号について提出をしたいと思います。お手元に配付しております発議第14号をごらんください。

発議第14号 「安全・安心のまち」を宣言する決議について。

提出者、賛成者は私を含め6名でございます。

それでは、提案理由を御説明申し上げます。

去る11月8日、武雄市において痛ましい銃撃事件がございました。一見平穏に見えるまちでもこうしたことは起こり得る。私たちは気づかないうちに大変な危険にさらされております。こういうことを痛感させられまして、そこで、この事件のみならず、事故や災害に至るまであらゆる危険から市民を守るために、市を挙げて安全で安心なまちづくりを推進するきっかけとなるべく、本件決議を提出するものでございます。

それでは、決議案を読み上げます。

---

「安全・安心のまち」を宣言する決議（案）

犯罪や交通事故、災害が身近にせまった今日の社会にあって、あらゆる面で安全・安心に暮らすことは私たち嬉野市民の切なる願いである。

しかし、かつて地域社会が持っていた犯罪抑止の機能は低下し、毎日の暮らしに大きな不安が広がっている。

特に、多くの観光客の訪れる本市は、人々の交流が活発な反面、事故や犯罪の危険性が高く、多くの不安材料を抱えている。

今こそ市民一人ひとりが人やまちを大切にすることを育み、家庭、地域、警察など多くの機関が協力し合い、暴力、犯罪を排除し、快適に暮らせるまちをつくっていかねばならない。

よって嬉野市議会は、安全で安心な地域社会の実現を願い、ここに「安全・安心のまち」を宣言する。

平成19年12月7日

佐賀県 嬉野市議会

---

以上でございます。議員各位の御審議をお願いいたします。

○議長（山口 要君）

お諮りいたします。発議第14号につきましては、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、発議第14号につきましては、委員会付託を省略することに決定をいたしました。

なお、本件につきましては、本日、ただいまから質疑から討論、採決までを行いたいと思います。

それでは、発議第14号について質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで発議第14号の質疑を終わります。

これから発議第14号について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。発議第14号は原案のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

〔賛成者起立〕

全員起立であります。したがって、発議第14号 「安全・安心のまち」を宣言する決議については、原案のとおり可決をされました。

日程第21. 発議第15号 銃器等犯罪の根絶に関する意見書についてを議題とします。

朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。提出者山口榮一議員。

#### ○13番（山口榮一君）

それでは、発議第15号 銃器等犯罪の根絶に関する意見書について申し上げます。

標記のことについて、別紙のとおり地方自治法第112条及び嬉野市議会会議規則第13条第1項の規定により提出をいたします。

お手元に配付しております発議第15号をごらんください。

提出者、賛成者は私を含め6名でございます。

それでは、提案理由を御説明いたします。

さきに決議していただきました「安全・安心のまち」宣言にかかわって、拳銃などによる凶悪犯罪の増加に対しては、国としても厳しく断固として対処すべきであると考え、本意見書の提出をするものでございます。

なお、会期の初日における意見書提出は余り例がありませんが、さきの議決との関連から本日提出させていただきました。

それでは、意見書（案）を読み上げます。

## 銃器等犯罪の根絶に関する意見書（案）

平成19年11月8日、隣接する武雄市の病院において入院患者が拳銃で射殺される事件が発生した。本来、病院という多くの人が集まる身近で安全であるはずの場所で、凶悪な殺人事件が発生したことに嬉野市民のみならず多くの国民は衝撃を受け、銃器等犯罪に対して恐怖と不安を感じている。

このような銃器及び刀剣類による犯罪は、安全で安心して暮らせる環境を望んでいる多くの人々の生活を破壊するものであり、断じて許されることではない。

国においては、今般、銃砲刀剣類所持等取締法による罰則を強化し、銃器等犯罪の防止を図ろうとしているが、そのような中でこうした事件が発生したことは、誠に遺憾であり、依然銃器等による犯罪が全国各地で絶え間なく発生している状況は、極めて憂慮すべき事態である。

よって、国においては、今回のような銃器等による凶悪犯罪の発生を重く受け止め、銃器等犯罪の対策等を強化することにより、二度とこのような事件が起きることがないように、万全の対策を強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成19年12月7日

佐賀県嬉野市議会  
議長 山口 要

---

提出先は、衆議院議長河野洋平様、参議院議長江田五月様、内閣総理大臣福田康夫様、総務大臣増田寛也様、国家公安委員長泉信也様あてとなっております。

以上、よろしく願いいたします。

### ○議長（山口 要君）

お諮りいたします。発議第15号につきましては、委員会付託を省略したいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、発議第15号につきましては、委員会付託を省略することに決定をいたしました。

なお、本件につきましては、ただいまから質疑から討論、採決までを行いたいと思えます。それでは、発議第15号についての質疑を行います。質疑ありませんか。山田議員。

### ○20番（山田伊佐男君）

今、取締法がございますよね。それで、その法律にのっとっているんな対策を講じられておるわけですけれども、これについては中身的にはどういうふうになっているのか。

それと、もう1つは、暴力団が抗争において、この問題は関連しておるわけですね。九州

においても99.9%、銃で事件を起こした人は暴力団の方なんです。具体的に暴力団を追放するとか、あるいは暴力団を取り締まるための警察力の強化とか、こういう分については、提出者は考えられなかったのか、ここら辺だけお答え願いたいと思います。

**○議長（山口 要君）**

山口議員。

**○13番（山口榮一君）**

暴力団関係、今いろいろ抗争があつております。そういうことも含め、また、非常に民間の人たちが暴力団関係の方々に巻き添えを食うというふうなこともございますので、その辺について、国としても非常に対策としたものをしていただきたいということで提出することにいたしました。

**○議長（山口 要君）**

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで発議第15号の質疑を終わります。

これから発議第15号について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決をいたします。発議第15号は原案どおり決定することに賛成の方は御起立願います。

〔賛成者起立〕

全員起立であります。したがって、発議第15号 銃器等犯罪の根絶に関する意見書については、原案のとおり可決されました。

ただいま可決されました発議第15号の意見書は、後日、関係大臣等へ送付をいたします。

次に、日程第22. 陳情の委員会付託を行います。

本日まで提出をされました陳情につきましては、お手元に配付しております陳情文書表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託をいたします。各常任委員会におきましては、審査をお願い申し上げておきたいと思っております。

日程第23. 委員長報告を議題といたします。

閉会中、各常任委員会等へ付託をしておりました調査事件につきまして、委員長に報告を求めます。

まず、総務企画常任委員会の付託事件、リーディング事業に伴うまちづくり計画についての報告を求めます。野副道夫総務企画常任委員長。

**○総務企画常任委員長（野副道夫君）**

総務企画常任委員会の御報告を申し上げます。

平成19年9月議会において付託をされました下記案件の調査結果を嬉野市議会会議規則第100条の規定により報告をいたします。

付託の事件名は、リーディング事業に伴うまちづくり計画についてでございます。

総務企画常任委員会では、上記付託事件調査のために、平成19年11月20日、21日、愛知県田原市を調査いたしました。

調査の理由といたしましては、田原市は平成15年8月に赤羽根町と合併をし、さらに平成17年10月に渥美町と合併をいたしまして、明治、昭和、平成大合併をしてこられた市であります。平成の大合併により、人口は6万6,400人、面積は188平方キロと膨れ上がった市であります。財政的には、一般会計で平成19年度の当初予算でございますが、340億円、当市の約3倍の財政規模でございます。

そういった中で、合併特例債により地域コミュニティの拠点整備が行われていることから、推進していこうとする当市にとっては先進のまちとして、視察研修するに値すると確信をし、調査をいたしました。

委員会の意見といたしまして、田原市は明治、昭和の大合併、さらには平成の大合併を経て、現在6万6,000人の人口を有する田原市が誕生し、今日に至っております。昭和40年代から東三河臨海工業地帯の造成に取りかかれておりまして、現在までに約1,000ヘクタールが完成をし、トヨタ自動車を初めとする多くの企業が進出をしております。

したがいまして、活力ある産業のまちとして、また、一方では施設園芸を中心に農業のまちとしても発展を続け、切り花、メロン、あるいはキャベツなど全国でも有数の農業地域として知られるまでに至ったものでございます。潤いと活力のあるガーデニングシティーを将来像に、海と緑に囲まれた渥美半島の中で活発な産業と豊かな暮らしが共存する田園都市の実現を目指しておられます。

そのような中で、生涯学習課を中心に地域コミュニティの拠点整備が行われており、合併前に旧町村で所有をしていた公民館を市民館と改称をし、これらの施設の新設、あるいは改築を進め、コミュニティの拠点として活用をされているものでございます。小学校区20校区の中に113の集落が存在をし、合併特例債の起債総額は13,795,700千円、その14%である1,940,000千円が拠点整備に充てられているというようなことでございまして、嬉野市と比較しますと、さらに財政的には大きな財政でございます。

これから進められる嬉野市においても、それぞれの小学校区には活動の拠点となる施設が必要になってくるし、いろいろな問題も山積していると思われませんが、地域コミュニティの確立に向けた取り組みは、もう既にゴールを目指して走り出していることから、ここでやめることはできない事業だろうというふうに思います。

今後、当市内全域において確立できるように、市長以下全職員が一丸となって、腹を据えて対応する必要があるということをつけ加えて委員会の意見といたします。

以上です。

○議長（山口 要君）

ただいまの報告に対して質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りいたします。本件につきましては、委員長報告のとおり了承をしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。リーディング事業に伴うまちづくり計画については、委員長報告のとおり了承することに決定をいたしました。

次に、文教厚生常任委員会の付託事件、環境問題についての報告を求めます。神近勝彦文教厚生常任委員長。

○文教厚生常任委員長（神近勝彦君）

それでは、平成19年9月議会で文教厚生委員会に付託されました付託事件、環境問題について御報告申し上げます。

本委員会に付託されました事件については、平成19年11月13日、14日に大分県別府市と津久見市を視察調査いたしました。

現地を視察調査した理由としましては、嬉野市は現在、杵藤地区を対象に広域組合を形成され、ごみ処理を杵藤クリーンセンターで行っております。しかし、杵藤クリーンセンターは平成元年から供用開始しており、施設の老朽化等により、処理能力の低下や維持管理等の増大などの影響が出ております。平成18年度から佐賀県西部の伊万里、武雄、鹿島、嬉野、4市と、有田、大町、江北、白石、太良5町で協議され、平成19年7月に佐賀県西部広域環境組合を設立されました。

そういう中におきまして、西部広域組合と同様に施設を建設される大分県別府市と、以前からごみの資源化に取り組まれている津久見市を視察いたしました。

まず、第1番目、別府市でございますが、別府市は2市1町で別府速見地域広域市町村圏組合を設置されて、平成25年度に施設を完成させる予定であります。この別府市の大きな特徴としましては、可燃物を焼却する際の余熱を発電に生かし、施設の全電力を賄うとともに、余剰電力を九州電力に売電する計画であります。施設利用電気料の年間約75,000千円の節減、売電料の年間約54,000千円の収入が試算されており、年間合計約129,000千円の財政効果があると見込まれております。また、焼却灰は津久見市にあるセメント会社に有償で処理を行っており、最終処分場の縮小ということに取り組まれる予定であります。

2番目の津久見市におきましては、津久見市にあります製造会社との連携によりまして、ごみを固形燃料ということに変換しまして、セメント製造過程の燃料に使用されております。

このことによりまして、可燃物の発生そのものは燃料ということで焼却はいたしません。それによりまして、ダイオキシン並びに焼却灰というものは発生をしないという状況でございました。

そのような現地を見まして、委員会の意見としましては、両市とも可燃物を熱資源として取り扱っていることでございます。嬉野におきましては、廃プラ並びにペットボトルは別々に分別しておりますが、両市は熱資源であるため分別をしないということでもございました。西部広域環境組合におきまして、今後、可燃性ごみの取り扱いは検討されるものと考えますが、焼却熱を電力に転換することも一考ではないでしょうか。

別府市でも御説明がありましたが、ダイオキシンについては高温の焼却温度、これを24時間保ちながら稼働を行えば、わずかということでございます。また、廃プラやペットボトルにつきましては、再利用率や分別収集、選別の人件費、処理費用等比較した場合、燃料として再利用すれば、大幅なコストダウンが図れるということでもございました。

ただ、西部広域環境組合の場合は焼却灰の処理をどうするかという大きな問題があります。すべてを埋め立て処分とすれば、最終処分場は大規模とならざるを得ません。最終処分場をいかに少なくするかということが重要な問題でございます。また、最終処分場を少なくするためには、さらに分別収集を徹底、生ごみは堆肥に、また、それ以外についてはリサイクルへと徹底することによって焼却量を抑えることにより推進することが考えられますが、このことにつきましては、市民の協力がなくしては実現ができないという現実がございます。

今後、各自治体におきましては、財政力が低下していくだろうと考えられる中、収集、分別のコスト削減、施設の維持管理費の抑制、市民への負担の軽減など、いろいろな面を考える必要があると思います。また、施設建設につきましては、別府市におきましては、P F I方式を考えられておりますが、どの方法も一長一短ございます。現在までのP F I方式につきましては、各種の施設におきまして、企業の撤退等の報道もありますし、慎重に判断をすべきではないでしょうか。

西部広域環境組合での建設、運営とはいえ、嬉野市においては大きな負担金が今後発生してまいります。このことを考えますと、処理方式並びに施設建設については、さらに調査する必要があると考えます。

以上でございます。

**○議長（山口 要君）**

ただいまの報告に対して質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りいたします。本件につきましては、委員長報告のとおり、了承をしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。環境問題については、委員長報告のとおり、了承することに決定をいたしました。

次に、産業建設常任委員会の付託事件、観光活性化についての報告を求めます。川原等産業建設常任委員長。

#### ○産業建設常任委員長（川原 等君）

産業建設常任委員会の報告をいたします。

平成19年9月議会で付託された下記事件の調査結果を、嬉野市議会会議規則第100条の規定により報告をいたします。

付託事件名、観光活性化についてであります。

旧塩田町と旧嬉野町の発展と、焼き物業界に大きくかかわってきた熊本県の天草陶石と、新幹線が通る出水市を調査いたしました。

まず、天草陶石について。

昭和54年から昭和55年は焼き物業界も最盛期を迎えておりましたが、現在ではそのピーク時の30%まで陶土の供給が落ち込んでおります。いかに窯業界が不振にあえいでいるかを感じられました。しかし、陶石の埋蔵量は問題視することはないとのことであります。さらに、県立有田窯業技術センターと熊本県、長崎県が共同して、これまで質が悪く、廃棄されていた低火度陶石の実用化に乗り出しており、資源の有効利用とコストの削減につながると思われまます。また、天草陶石と上田陶石の沿革では、生徳2年、1712年に佐賀県嬉野町吉田の製陶業者に天草石を供給したのが製陶原料として使用した始めであると記されておりました。肥前吉田焼の歴史の重さを非常に感じさせられました。焼き物業界に転機が訪れるようなさらなる改善と創意工夫による日々の努力に期待をしたいと思います。

次に、出水市についてですが、出水市は平成18年3月13日に1市2町で合併して誕生した人口5万8,000人の市であります。平成16年3月13日に新幹線が一部開通しており、平成23年春には九州新幹線全線が開業になります。

出水市は新幹線開業により、駅周辺では商業施設が相次いでオープンしており、また、土地も開業前は坪100千円から150千円だったものが、現在は250千円程度まで上昇し、用地取得の動きが一段と活発化しているとのことであります。また、時間短縮による鹿児島市内への通勤が可能になったとのことであります。しかし、買い物や観光など人的交流は活発になっておりますが、若年層を中心に鹿児島市、熊本市、福岡市への消費流出が大幅に増加しているとのことであります。

このようなことを踏まえ、長崎新幹線により嬉野市を発展させるためには、民間主導のプロジェクトを発足し、先進地の視察などを十分に行い、いかに嬉野温泉駅に乗りおりしてもらうか、さらには、駅周辺整備なども十分検討、計画しておくことが必要であると思われまます。

以上で報告を終わります。

**○議長（山口 要君）**

ただいまの報告に対して、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りいたします。本件につきましては、委員長報告のとおり了承したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。観光活性化については、委員長報告のとおり了承することに決定をいたしました。

次に、議会運営委員会の付託事件、議会運営に関する調査についての報告を求めます。山口榮一議会運営委員長。

**○議会運営委員長（山口榮一君）**

それでは、議会運営委員会報告をいたします。

平成19年9月議会において付託された下記事件の調査結果を報告いたします。

付託事件名、議会運営に関する調査。

議会運営委員会では、上記付託事件調査のため、平成19年11月28日、広島県安芸高田市議会を調査いたしました。

調査理由といたしまして、安芸高田市は広島県の中北部に位置し、平成16年3月に高田郡6町、吉田町、八千代町、美土里町、高宮町、甲田町、向原町が合併し、現在の人口は3万3,250人、面積が538平方キロメートルでございます。毛利元就が生涯を過ごした地で、郡山城址や墓所など、毛利家にまつわる史跡、伝説の多く残されているところでございます。

安芸高田市議会においては、早くから開かれた議会づくりを目指して取り組まれており、議会改革特別委員会を設立し、全国地方議員、首長を対象に住民の利益に資する政策を提言した取り組みを表彰する「第2回マニフェスト大賞」にもノミネートされた議会であるということで、議会改革の参考にするために調査をいたしました。

安芸高田市議会の現状。

議員数は上限数26名であるが、初回の選挙で小選挙区なしの定数22名とされ、議会は原則会派制で行われております。重要案件の考えや態度表明については、議会だよりの中で会派ごとに意見を述べられております。

議会運営に関する改革には発足当初から取り組んでおられ、平成18年度以降は一問一答方式の導入に向け協議されている一方、改選に向けた議員定数の削減、議会の基本条例の制定にも協議を重ねられております。また、こうした改革の協議内容をホームページで掲載されており、情報公開を積極的に行っておられます。

議会改革特別委員会は、本年3月、議長を除く全議員で発足し、定数改正、議会基本条例の制定などを主題として協議を重ねられております。開かれた議会づくりの一環として、市民との意見交換会を市内6会場で実施されており、この会の目的は、主に議会の改選を見据え、適正な議員定数を市民の意見を聞いて決定したいというものでございました。

委員会の意見といたしまして、安芸高田市議会の議会改革特別委員会はまだ協議の途上であり、一問一答方式の導入など今後の方向性の協議についてもまだまだ時間が必要ではないかと思われました。また、議会運営を会派制で行っておられることもあり、また、6町と多くの議会が合併しているために、議員間の協議がまとまらないという特徴があるようです。先進的な会派は積極的な改革案を提出されておりますが、会派間の調整や執行部との関係など、諸般の事情により進んでおらないようでございます。

市民の意見を聞く会の発案と開催までの努力は敬意を持って評価いたしますが、今後はその手法、内容については十分な検討が必要ではないかと思われます。

議会基本条例についても、開かれた議会づくり、委員会の充実というのを当初の目的とされておりますが、現段階では制定に向けた具体的な協議はされていないようでございます。

嬉野市においても、平成18年7月から政務調査費が導入され、議員の資質向上のための環境が一定整備されております。議員がこれを活用して、みずから研さんを重ね、レベルを上げることによって、議会を活性化させていかなければなりません。一方で、より活発で開かれた議会づくりのために、議会基本条例にうたわれるような議会の市民報告会の実施、反問権の付与、自由討議といったシステム導入も検討する必要があると思います。

以上でございます。裏のほうに資料をつけておりますので、後ほど見ていただきますようお願いいたします。よろしく申し上げます。

#### ○議長（山口 要君）

ただいまの報告に対しまして、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りいたします。本件については、委員長報告のとおり了承したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。議会運営に関する調査につきましては、委員長報告のとおり了承することに決定をいたしました。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれで散会いたします。大変お疲れさまでございました。

午前11時49分 散会